

# 地域相談支援(地域移行支援・地域定着支援)(案)

## 1. 対象者

### (地域移行支援)

法 障害者支援施設等に入所している障害者又は精神科病院(精神科病院以外で精神病室が設けられている病院を含む)に入院している精神障害者。

### (地域定着支援)

法 居宅において単身その他の厚生労働省令で定める状況において生活する障害者。  
→ 「その他の厚生労働省令で定める状況において生活する障害者」については、家庭の状況等により同居している家族による支援を受けられない障害者とする。  
→ 具体的な対象者のイメージは、施設・病院からの退所・退院、家族との同居から一人暮らしに移行した者、地域生活が不安定な者等を想定。

## 2. サービス内容

### (地域移行支援)

法 住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の厚生労働省令で定める便宜を供与。  
→ 「その他厚生労働省令で定める便宜」については、地域移行のための障害福祉サービス事業所等への同行支援等を想定。

### (地域定着支援)

法 常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に相談その他の便宜を供与。  
→ 「その他の便宜」については、緊急訪問、緊急対応等を想定。

## 3. 給付決定の有効期間

### (地域移行支援)

→ 6か月以内。原則として1回に限り(6か月以内)更新可とする。  
※ 対象者の状況に応じて、再度の給付決定を行うことも想定される。

### (地域定着支援)

→ 1年以内。対象者の状況に応じて必要に応じて更新可とする。

## 4. 事業の実施者（都道府県が指定する一般相談支援事業者（地域移行・定着支援担当））

法 ※ 施行（平成24年4月1日）の際、既存の指定相談支援事業者は、1年以内の省令で定める期間内は「指定一般相談支援事業者」とみなす。（期間内に指定申請しないときは、その効力を失うことに留意。）

### （指定手続）

→ 当該事業所の所在地を管轄する都道府県知事に申請し、当該都道府県知事が指定。

### （人員基準）

→ 管理者、相談支援専門員、地域移行推進員（仮称）とする。

※ 事業所ごとに、専従の者を配置。

ただし、業務に支障のない場合は、当該事業所の他の職務等（計画相談支援等）に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

※ 相談支援専門員については、自ら地域相談支援を実施する他、地域移行推進員への助言指導等を行う責任者としての役割。

※ 地域移行推進員（仮称）については、資格や経験を問わない。

※ 現行の精神障害者地域移行・定着支援事業を実施する事業者については、当面の間、相談支援専門員の配置の有無に関わらず指定できる経過措置を設ける。

## 5. 報酬

→ 以下のサービスを評価する方向で検討。

### （地域移行支援）

- ・ 入所施設や精神科病院への訪問による相談等
- ・ 地域移行のための障害福祉サービス事業所等への同行支援
- ・ 住居を確保するための入居支援 等

### （地域定着支援）

- ・ 常時の連絡体制（毎月、定額を算定）
- ・ 緊急訪問、緊急対応 等

# 施設入所者及び入院患者の地域移行に係る支援のイメージ

- 施設入所者は、一定期間ごとのモニタリングを通じて、地域移行支援に繋げる。
- 入院患者は、モニタリング対象者ではないため（サービス利用者ではないため）、精神科病院からの依頼を受けて、地域移行支援に繋げる。
- ※ 入所施設や精神科病院における地域移行の取組と連携しつつ実施。

